

試験欠席者の取り扱いについて

正当な理由（病気等）により試験を受験することができなかった学生は、下記の要領で、所定の手続を行うことができます。なお、本人の不注意（遅刻・時間割の見誤り等）による場合は認められませんのでご注意ください。なお、他箇所設置科目については設置箇所の基準に従ってください。

記

1. 対象者：正当な理由（病気等）により「試験」を受験できなかった学生
2. 対象科目：当学期「試験」実施科目
3. 必要書類：①『試験欠席届』（所定用紙：教育学部事務所カウンターで用紙交付）
②欠席理由証明書 ※下記参照
4. 提出場所：教育学部事務所カウンター（上記①②の書類を持参）
5. 手続方法：（１）当該科目試験日の翌日から７日間以内（受付最終日が日曜・祝日の場合はその翌日）に、教育学部事務所へ『試験欠席届』を提出
（２）事務所が『試験欠席届』を担当教員に郵送
（３）担当教員から学生に直接指示が出されるので、その指示に従う

※ 代理人が手続きする場合

代理人が上記の手続きを行う場合は、依頼者の学生証のコピーと委任状（書式自由、依頼者の署名・捺印の入ったもの）および代理人の身分を証明するものがが必要です。

【正当な理由とみなすもの・必要書類(欠席理由証明書)】

- ・ 病気(歯科は除く)、事故の場合
…医師の発行した診断書（試験欠席日が明記され、受験不可能となった理由が入ったもの）
- ・ 交通機関の事故の場合
…遅延証明書（遅延時間が明記され、遅延時間が試験に間に合わない判断できる場合）
- ・ 他箇所の試験と重複の場合
…受験箇所発行の受験証明書
（所定用紙：他箇所の試験終了後、担当教員の印鑑またはサインをもらったもののみ有効）
- ・ 大学院受験、教員採用試験、公務員試験
…受験日が明記された受験票
- ・ 教育実習、介護等体験
…実施証明書
- ・ 親族（２親等まで可）の冠婚葬祭 ※法事は不可
…会葬礼状
- ・ その他やむを得ない理由
…これを証明できる証明書（事前に教育学部事務所に相談のこと）
※就職活動は正当な理由とはみなされません。
※本人の不注意（遅刻・時間割の見誤り等）による場合は認められません。

* なお「授業ガイド」等に担当教員の連絡先の記載がある場合は、教育学部事務所提出とともに学生自ら直接担当教員にも必ず連絡をすること

以 上
2014年 12月15日 教育学部